

1 豊行（情運）第3号

令和元年7月2日

豊橋市長 佐原 光 一 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

電子計算機の結合による個人情報の提供について

（答申第21号）

令和元年5月30日付け1豊長第74号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

豊橋市徘徊・見守りSOSネットワーク事業につき、豊橋市社会福祉協議会及び豊橋ほっとメールによる行方不明者に関する情報の配信を24時間行う事業者（以下「事業者等」という。）に対して、対象者の事前登録に係る個人情報及び事前登録がない場合の家族等から取得した個人情報の豊橋ほっとメールデータベースへの入力及び配信に際し、電子計算機の結合及び当該情報を提供することについては、行方不明者の早期発見に資することから、公益上の必要があり、かつ、事業者等について豊橋市情報セキュリティに関する基本方針等に則った委託契約を締結することにより個人の権利利益が害されないよう必要な措置が講じられていると認められるため、豊橋市個人情報保護条例第11条第2項第2号に基づき電子計算機の結合による個人情報の提供について理由があるものと認める。

ただし、実施機関は、電子計算機の結合に際して、次の2点に留意しなければならない。

- 1 行方不明者に関する情報の配信を24時間行う事業者について、仕様書、契約

書等において個人情報の管理、保管及び運用の方法を示し、個人情報の紛失、毀損、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理運営のために必要な措置を講ずること。

- 2 行方不明者の対応に当たっては、豊橋市のみならず、近隣市町村も含めた広域的な対応が不可欠であることから、広域的な連携についても検討すること。